

国立大学法人室蘭工業大学業務方法書新旧対照表

改正後	現 行	変更理由
<p style="text-align: center;">国立大学法人室蘭工業大学業務方法書</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第2条 本学は、国立大学法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができるものとする。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第4条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規則で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、<u>政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年条約第4号)</u>に</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人室蘭工業大学業務方法書</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第2条 本学は、国立大学法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができるものとする。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第4条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規則で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号) <u>その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束</u></p>	<p>国立大学法人法(平成15年法律第112号)改正のため。</p> <p>政府調達に関する協定について、現行協定(平成7年条約第23号)のほか、現行協定(平成7年条約第23号)に所要の改正を加えた「政府調達に関する協定を</p>

<p><u>よって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</u></p> <p>第5条～第8条 (省略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。</u> <u>ただし、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第4条の規定は平成26年4月16日から適用する。</u></p>	<p>に定められた調達手続きによるものとする。</p> <p>第5条～第8条 (省略)</p>	<p>改正する議定書」(平成26年条約第4号)の適用を受けることになったため。</p>
--	---	---